

はじめに

令和五年四月、こども政策を社会全体で総合的且つ協力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。また、六月には、性的少数者への理解を増進し、差別を解消することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT理解増進法」が施行されるなど、国の人権をとりまく状況が大きく変化した年でもありました。

社会の変化が激しく将来の予測が困難な時代だからこそ、すべての人々の人権が尊重され、互いに心の痛みを分かち合える平和で豊かな社会の実現について、今一度、社会全体で考えていく必要があります。しかしながら、今日の社会においてもなお、いじめの問題、児童虐待、障害のある人や高齢者に対する人権侵害、インターネット上の誹謗、中傷の書き込み等、悲しく痛ましい人権問題も発生しています。

こうした中、人権についての理解を深めるとともに、日常生活の中で人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成に主眼を置いた人権教育の充実が一層求められています。

「はばたき」には、子供の豊かな感性で人権についてとらえた作品が掲載されています。思いやりに満ちた温かい心や社会のあり方を鋭く突いたまっすぐで純粋な気持ちにあふれた子供たちの文章には、人の心に響くものがあります。この「はばたき」が、学校や地域・家庭等で広く活用されること、手に取った方々が、他人の痛みに気が付いているか、偏見や差別の種が隠れていないか、人権を尊重できているかなど、自分自身の心を見つめ直すきっかけとなることを切に願っています。

おわりに、すばらしい作品を応募してくださった児童生徒の皆さん、御指導をいただいた学校の先生方、刊行にあたって御協力いただいた編集委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和五年十二月